

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年神奈川県条例第35号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(汚染土壌による埋立て等の禁止等) 第58条の3 何人も、汚染土壌を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（以下この条において「埋立て等」という。）を行ってはならない。ただし、<u>次に掲げる埋立て等</u>にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) <u>土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項に規定する要措置区域又は同法第11条第2項に規定する形質変更時要届出区域内において行う埋立て等</u></p> <p>(2) <u>土壌汚染対策法第18条第1項第2号又は第3号に規定する土地の形質の変更として行う埋立て等</u></p> <p>(3) <u>土壌汚染対策法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設において行う埋立て等</u></p> <p>(4) <u>汚染土壌の除去、拡散の防止その他の措置又は汚染土壌の処理若しくは保管を適正に行うために必要な埋立て等であって規則で定めるもの</u></p>	<p>(汚染土壌による埋立て等の禁止等) 第58条の3 何人も、汚染土壌を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（以下この条において「埋立て等」という。）を行ってはならない。ただし、<u>生活環境を保全するために必要な措置として規則で定める措置が講じられている埋立て等</u>にあっては、この限りでない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(特定有害物質の使用状況等の記録の管理等) 第59条 (略) 2 (略) 3 特定有害物質使用事業所を設置している者は、当該特定有害物質使用事業所を廃止しようとするときは、前条の指針に基づき、規則で定めるところにより、当該特定有害物質使用事業所に係る特定有害物質使用地における特定有害物質による土壌の汚染の状況を調査し、その結果その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。ただし、当該特定有害物質使用地において、<u>土壌汚染状況調査（土壌汚染対策法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査をいう。以下同じ。）</u>（同法第14条第3項の規定により土壌汚染状況調査とみなされる調査を含む。以下この項において同じ。）が行われた場合にあっては、当該土壌汚染状況調査の内容が本文の規定による調査と重複すると認められる限りにおいて、当該調査をすることを要しない。</p>	<p>(特定有害物質の使用状況等の記録の管理等) 第59条 (略) 2 (略) 3 特定有害物質使用事業所を設置している者は、当該特定有害物質使用事業所を廃止しようとするときは、前条の指針に基づき、規則で定めるところにより、当該特定有害物質使用事業所に係る特定有害物質使用地における特定有害物質による土壌の汚染の状況を調査し、その結果その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。ただし、当該特定有害物質使用地において、<u>土壌汚染状況調査（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査をいう。以下同じ。）</u>（同法第14条第3項の規定により土壌汚染状況調査とみなされる調査を含む。以下この項において同じ。）が行われた場合にあっては、当該土壌汚染状況調査の内容が本文の規定による調査と重複すると認められる限りにおいて、当該調査をすることを要しない。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>別表第2（第96条の3、第96条の4関係） (略)</p>	<p>別表第2（第96条の3、第96条の4関係） (略)</p>
<p>備考 <u>10・15モードによる測定とは自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（平成4年総理府令第53号）別表第1</u></p>	<p>備考 <u>1 10・15モードによる測定とは、自動車車両重量に110キログラムを加算された状態において、原動機が暖機状態となった後に、道路運送車両の保安基準（昭和26年運</u></p>

改 正

の備考2に規定する10・15モードによる測定を、ディーゼル自動車用13モードによる測定とは同表の備考6に規定するディーゼル自動車用13モードによる測定をいう。

現 行

輸省令第67号)別表第3に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の質量を測定する方法をいう。

2 ディーゼル自動車用13モードによる測定とは、自動車を道路運送車両の保安基準別表第7の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の単位時間当たりの質量にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの粒子状物質の質量を測定する方法をいう。

別表第3 (第96条の4関係)

特定自動車の種別	粒子状物質の量
道路運送車両法第75条第1項の規定による型式の指定を受けた特定自動車(同法に基づき特定自動車の種別に応じた粒子状物質の技術基準が初めて施行された日前に同項の規定による型式の指定を受けたものを除く。)又は同法第75条の2第1項の規定による型式の指定を受けた特定共通構造部(排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質を減少させる装置を含むものに限る。)若しくは同法第75条の3第1項の規定による型式の指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた特定自動車	(略)
(略)	

別表第4 (第96条の9関係)

自動車から排出される粒子状物質の量を増大させる燃料

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 1及び2に掲げるもののほか、次の表の左欄

別表第3 (第96条の4関係)

特定自動車の種別	粒子状物質の量
道路運送車両法第75条第1項の規定による型式の指定を受けた特定自動車又は同法第75条の2第1項の規定による型式の指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置(装置型式指定規則(平成10年運輸省令第66号)第2条第9号に規定する一酸化炭素等発散防止装置をいう。)を備えた特定自動車(同法に基づき特定自動車の種別に応じた粒子状物質の技術基準が初めて施行された日前に同法第75条第1項の規定による型式の指定を受けたものを除く。)	(略)
(略)	

別表第4 (第96条の9関係)

自動車から排出される粒子状物質の量を増大させる燃料

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 1及び2に掲げるもののほか、次の表の左欄

改 正		現 行	
に掲げる燃料の性状が、それぞれ同表の右欄に掲げる基準値を満たさない燃料		に掲げる燃料の性状が、それぞれ同表の右欄に掲げる基準値を満たさない燃料	
燃料の性状	基準値	燃料の性状	基準値
(略)		(略)	
10パーセント残油の残留炭素成分（日本工業規格 <u>K2270-1</u> 又は <u>K2270-2</u> に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）	(略)	10パーセント残油の残留炭素成分（日本工業規格 <u>K2270</u> に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）	(略)
セタン指数（日本工業規格 <u>K2280-4</u> 又は <u>K2280-5</u> に定める方法で算出した燃料の性状をいう。）	(略)	セタン指数（日本工業規格 <u>K2280</u> に定める方法で算出した燃料の性状をいう。）	(略)
硫黄分（日本工業規格 <u>K2541-1</u> 、 <u>K2541-2</u> 、 <u>K2541-3</u> 、 <u>K2541-4</u> 、 <u>K2541-6</u> 又は <u>K2541-7</u> に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）	(略)	硫黄分（日本工業規格 <u>K2541</u> に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）	(略)